

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成31年2月25日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、A所在のB会社に雇用され、運転業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成30年10月30日、同市区町村所在のC会社D事業所構内に設置された協力会社バス停において、構内バスに乗車しようとした際、左肘がバスの扉に接触した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日構内のEに到着後、救急車でF医療機関に搬送され、「左肘関節打撲後遺症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、平成30年11月26日、G医療機関に転医した。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年7月23日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害による影響は100%関係していないとする明確な医学的根拠が提示されていない限り、業務上と認められるべきであると主張する。

しかしながら、「判断の要件」にあるとおり、業務上とは「業務と傷病等との間に一定の因果関係の存する」ことをいうものである。すなわち、わずかでも関係していれば業務上となるわけではなく、災害の強度が、傷病等の原因であるとするに足るだけの程度であることが要件となるものと解される。

(2) これを前提に、改めてドライブレコーダーの画像を確認したところ、左肘がバスの扉に接触した衝撃は、本件傷病の原因となるだけの強度とは認められないことに鑑みると、決定書に説示のとおり、本件傷病が業務によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月3日